第五部　経過規定及び最終規定

第二十六条　効力発生前の事実及び決定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　第七条1若しくは3又は第十二条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、第七条1若しくは第十二条1に規定する派遣の期間又は第七条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第二十七条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十八条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定に基づいて取得した給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年九月二十三日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　村田　隆

フィンランド共和国のために
　アイノ＝カイサ・ペコネン

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF FINLAND
ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Republic of Finland,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement:

(a) the terms "a Contracting State" and "the other Contracting State" mean Japan or the Republic of Finland, as the context requires;

(b) the term "Finland" means the Republic of Finland;

(c) the term "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards Finland,
a Finnish national within the meaning of the Nationality Act of Finland;

(d) the term "legislation" means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards Finland,
the laws and regulations of Finland concerning the Finnish systems specified in paragraph 2 of Article 2;